

湯沢市建設工事等の入札における最低制限価格制度実施要領

令和元年7月3日

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第2項（令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、市が発注する建設工事のほか、測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務、補償コンサルタント業務及び地質調査業務（以下「建設コンサルタント業務等」という。）の入札において、最低制限価格を設けることについて必要な事項を定めるものとする。

(適用対象)

第2条 この要領に基づく最低制限価格の適用対象入札は、設計金額が200万円を超える建設工事及び建設コンサルタント業務等とする。

2 前項の規定にかかわらず、業務の内容及び性質等により最低制限価格を適用することが適当でないと認められる入札については、この要領の規定を適用しないことができる。

(建設工事における最低制限価格の設定)

第3条 建設工事における最低制限価格は、別表1に掲げる業種区分ごとに、算出の基礎となる額の合計額（千円未満切捨て）に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額（以下「消費税等」という。）を加算した額とする。

2 建設工事の性質上、最低制限価格の算出が前項の規定による算出方法により難しいときは、前項の規定にかかわらず、予定価格に110分の100を乗じて得た額（以下「入札書比較価格」という。）に、10分の7.5から10分の9.2までの範囲内の割合を乗じて得た額（10分の7.5を乗じて得た額に千円未満に端数がある場合は、当該端数を切り上げし、10分の7.5以外の率を乗じて得た額に千円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てるものとする。）に消費税等を加算した額を最低制限価格とする。

(建設コンサルタント業務等における最低制限価格の設定)

第4条 建設コンサルタント業務等における最低制限価格は、別表2に掲げる業種区分ごとに、算出の基礎となる額の合計額（千円未満切捨て）に消費税等を加算した額と

する。

2 建設コンサルタント業務等の性質上、最低制限価格の算出が前項の規定による算出方法により難しいときは、前項の規定にかかわらず、入札書比較価格に、3分の2から10分の9の範囲内の割合を乗じて得た額（3分の2を乗じて得た額に千円未満に端数がある場合は、当該端数を切り上げし、3分の2以外の率を乗じて得た額に千円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てるものとする。）に消費税等を加算した額を最低制限価格とする。

3 別表に掲げる業務を複合的に発注する場合の最低制限価格は、前項の規定によりそれぞれの業務ごとに得られた額の合計額に消費税等を加算した額とする。

（落札者の決定）

第5条 最低制限価格を下回る価格による入札が行なわれた場合は、当該入札をした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

（入札参加者への周知）

第6条 最低制限価格を適用する入札を実施する場合には、次の各号に掲げる事項を入札公告、指名通知等に記載し、入札参加者に告知しなければならない。

（1）最低制限価格が設定されていること。

（2）最低制限価格を下回る価格の入札を行った者（以下「失格者」という。）は、落札者とならないこと。

（3）失格者は、当該入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加できないこと。

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和元年8月1日から施行し、同日以降に入札公告又は指名通知を行う建設工事及び建設コンサルタント業務等から適用する。

(経過措置)

- 2 建設工事又は建設コンサルタント業務等の目的物の引き渡し令和元年10月1日以降となる場合において、第3条第2項中「108分の100」とあるのは「110分の100」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和4年4月1日から施行し、同日以降に入札公告又は指名通知を行う建設工事及び建設コンサルタント業務等から適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

1	土木系工事
	算出の基礎 ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額 イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額 エ 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額
2	建築営繕系工事 (一般工事)
	算出の基礎 ア 純工事費からその他経費 (純工事費に10分の1を乗じて得た額) を減じた額
3	建築営繕系工事 (専門工事)
	算出の基礎 ア 純工事費からその他経費 (純工事費に10分の2を乗じて得た額) を減じた額

備考 算出の基礎となる額の合計額が、入札書比較価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は、入札書比較価格に10分の9.2を乗じて得た額(千円未満切捨て)とし、10分の7.5に満たない場合は、入札書比較価格に10分の7.5を乗じて得た額(千円未満に端数がある場合は、切上げた額)とする。

別表 2 (第 4 条関係)

1 測量業務	
	<p>(1) 算出の基礎</p> <p>ア 直接測量費の額</p> <p>イ 測量調査費の額</p> <p>ウ 諸経費の額に10分の6.5を乗じて得た額</p>
	<p>(2) 最低制限価格の調整</p> <p>算出の基礎となる額の合計額が、入札書比較価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合は、入札書比較価格に10分の9を乗じて得た額(千円未満切捨て)とし、10分の7.5に満たない場合は、入札書比較価格に10分の7.5を乗じて得た額(千円未満切上げ)とする。</p>
2 土木関係建設コンサルタント及び補償コンサルタント業務(業務価格が業務原価(直接業務費+技術経費及び諸経費)で構成されている場合)	
	<p>(1) 算出の基礎</p> <p>ア 直接業務費に10分の9を乗じて得た額</p> <p>イ 技術経費及び諸経費の合計に10分の6を乗じて得た額</p>
	<p>(2) 最低制限価格の調整</p> <p>算出の基礎となる額の合計額が、入札書比較価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合は、入札書比較価格に10分の8を乗じて得た額(千円未満切捨て)とし、3分の2に満たない場合は、入札書比較価格に3分の2を乗じて得た額(千円未満切上げ)とする。</p>
3 土木関係建設コンサルタント及び補償コンサルタント業務(業務価格が業務原価(直接原価+その他原価)と一般管理費等で構成されている場合)	
	<p>(1) 算出の基礎</p> <p>ア 直接人件費の額</p> <p>イ 直接経費の額</p> <p>ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>エ 一般管理費等の額に10分の6.5を乗じて得た額</p>
	<p>(2) 最低制限価格の調整</p> <p>算出の基礎となる額の合計額が、入札書比較価格に10分の9を乗じて得た額を</p>

	<p>超える場合は、入札書比較価格に10分の9を乗じて得た額（千円未満切捨て）とし、10分の7.5に満たない場合は、入札書比較価格に10分の7.5を乗じて得た額（千円未満切上げ）とする。</p>
4 建築関係建設コンサルタント業務（工事監理を含む）	
	<p>(1) 算出の基礎</p> <p>ア 直接人件費及び特別経費の合計に10分の9を乗じて得た額</p> <p>イ 技術料等経費及び諸経費の合計に10分の7.5を乗じて得た額</p>
	<p>(2) 最低制限価格の調整</p> <p>算出の基礎となる額の合計額が、入札書比較価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合は、入札書比較価格に10分の9を乗じて得た額（千円未満切捨て）とし、10分の7.5に満たない場合は、入札書比較価格に10分の7.5を乗じて得た額（千円未満切上げ）とする。</p>
5 地質調査業務（解析等調査を含まない）	
	<p>(1) 算出の基礎</p> <p>ア 直接調査費の額</p> <p>イ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>ウ 諸経費の合計に10分の6.5を乗じて得た額</p>
	<p>(2) 最低制限価格の調整</p> <p>算出の基礎となる額の合計額が、入札書比較価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合は、入札書比較価格に10分の9を乗じて得た額（千円未満切捨て）とし、10分の7.5に満たない場合は、入札書比較価格に10分の7.5を乗じて得た額（千円未満切上げ）とする。</p>
6 地質調査業務（解析等調査を含む）	
	<p>(1) 算出の基礎</p> <p>ア 直接調査費の額</p> <p>イ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>ウ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額</p> <p>エ 諸経費の合計に10分の6.5を乗じて得た額</p>
	<p>(2) 最低制限価格の調整</p> <p>算出の基礎となる額の合計額が、入札書比較価格に10分の9を乗じて得た額を</p>

超える場合は、入札書比較価格に10分の9を乗じて得た額（千円未満切捨て）とし、10分の7.5に満たない場合は、入札書比較価格に10分の7.5を乗じて得た額（千円未満切上げ）とする。
--